

正治二年十月十二日通親家影供歌合の「叡感」について

——後鳥羽院の和歌賞詞をめぐる一考察——

田 野 慎 二

はじめに

【明月記】文治四（一一八八）年四月二十二日条に次のような記事がある。

廿二日、戊子、晴、巳刻許入道殿令参院給、為勅撰集奏覧也、
日来自筆御清書、白色紙、紫檀軸、へ貝鶴丸、〱羅表紙、純紐、
外題中務少輔伊經書之、納莖、莖蒔給自御葦手有新歌、未糾
令出給、於御前殊有「叡感」云々、自令読申之給、又時絵歌以神
筆之本留御云々、

（引用は、国書刊行会本に拠った。へ〱は割書。

傍線などは私に施した）

藤原俊成は「千載和歌集」奏覧のために後白河院の許に参上したが、その折、贅を尽くして仕上げた奏覧本の出来映えを賞美した院の「叡感」にあずかった。清書本を収めた箱に書き付けていた俊成

自筆の「新歌」は、岩波文庫『千載和歌集』（久保田淳氏蔵本）の
奥書に拠れば、次の二首である。

和歌の浦に千々の玉藻はかきつめつ

よろづ世までに君がみむため

蓋蒔也

後の世もなほたのむかな君が世に

あへるは法の浮木と思へば

身蒔也

勅撰集奏覧という慶事に、後白河院の治世の恒久を言祝ぎ、自身の後世を託した俊成の、折りに叶った歌も、後白河院の「叡感」の対象であった。のちに、「和歌の浦に……」は、「玉葉和歌集」（賀一〇九三）に入集した。これが【明月記】における「叡感」の初出である。

「叡感」とは、「天子・上皇などの感嘆・賞讃」（『岩波 古語辞典』昭四九）を意味し、主体が限定される言葉である。『古今著聞集』「和歌第六」でも、天皇・上皇の和歌への感嘆・賞讃は、ほと

んどの場合、「叡感(御感)」という表現が使われている。たとえば、建保四(一一二六)年八月二十四日順徳天皇の内裏で行われた隱名の歌合で、「古寺月」題を詠じた知家の歌「昔おもふたかの、山のふかき夜に暁とをくすめる月かけ」¹⁾が、「叡感にかなひて、頼に御感ありけり」「古寺月の歌殊叡感あり」(日本古典文学大系)と、順徳天皇に賞讃され、知家の恐悦するさまを描いた話がある。「叡感」と「御感」とは同義の語で、「叡慮に叶ふ」も近い意味で用いられる。

「叡感」は、「御教書」や口頭の伝達で伝えられることもあったが、天皇や上皇の和歌好尚を如実に示す。その好尚の傾向を了解することは、歌人たちにとって極めて切実な問題である。

「明月記」において、和歌を賞美する「叡感・御感・(叶)叡慮・(叶)御意」の用例は、前引の記事を含めて、九例見られる。他にも、「今度歌殊宜之由有沙汰云々」(老若五十首 仁和寺藏明月記 断簡 建仁元(一一〇一)年二月二日条 今川文雄)「訓読明月記 第六卷」河出書房新社 昭五四)や「多百首殊宜之由。有御気色之趣 粗示之」(千五百番歌合 明月記抄出 建仁元年六月十三日条 続群書類従)など、広い意味では「叡感」に含まれる例も少なくない。

このうち、正治二(一一二〇)年十月十二日に通親邸で催された歌合では、定家は「叡感」にあずかった和歌を「明月記」に書き留

め、自注を付して注目される。本稿は、この自注によって定家の詠作意図を明らかにし、後鳥羽院の「叡感」の内実に迫ろうとするものである。

一 正治二年十月十二日通親家影供歌合について

この時期に行われた通親家影供歌合に関する先学の御論を参考に、当該歌合に関わる状況を確認してみたい。

この時期の通親は、月次の「人丸影供」を主催し、通親亭には後鳥羽院の御幸もあった(源家長日記・無名抄・明月記)。「明月記」には、正治二年十月十二日以降、四度の通親主催の「影供歌合」が記載されている。

後藤重郎氏は、この時期通親が主催する歌合を取り上げ、「本来ならば六條家の人々が召され、御子左家の人々がしりぞけられるべき所を、反対の現象を呈し、それにも拘らず正治二年初度百首の折の経緯もあり、定家は心中頗る穩かならざるものがあり、追従の爲止むを得ないといふ態度をとつてゐる」などと、定家の複雑な心境を分析している。

「明月記」正治二年十月十二日条を引用してみよう。

十二日、雨脚霏々、今日内府有和歌之興云々、入道殿依請可向之由有仰、予同可供奉云々、但心神極惱、有若亡之間、今朝申其由了、宿耀師珍喜依予引送老牛一頭、無乗物之間請取也、

甚倭心歎、頭中将度々有招請消息、病氣真実不快、心神極惱之間、示其由、猶歌許可送之由有命、惣送腰折了、入夜靜闇梨入来、法眼猶重惱云々、

正治二年十月十二日に催された通親家歌合に、定家は、倭成とともに参加を要請されたものの、体調不良で参加を見合わせ、通親の要請で、やむなく歌だけを書き送った。前日、後鳥羽院に召されたときの「有召、即扶病騎馬馳参」（明月記 正治二年十月十一日条）という態度とは対照的である。

この歌合に対する定家の鬱屈した心境は、翌十三日の記事にも顕著である。

十三日、雨猶降、已後漸止、風甚寒、病氣彌重、夜前密密御幸内府影供所云々、入道殿依亭主催へ度々固辞深被示之、影前動坏、師光入道取瓶子之由注給事比興歎、予所案之、比興專無益也、但從於漁父之誨歎、当座有歌合云々、此事外不聞及、法眼猶重惱云々、…（後略）…（明月記）

と、定家は、通親の指示により師光が「瓶子」を取る役を務めたことを非難し、通親の処遇を「但從於漁父之誨歎」と記している。

「漁父之誨」は、「楚辞」「漁父」で、追放された孤高の屈原に漁父が説く教えを指す（直接は「新撰朗詠集」述懐 七〇六）。

…：漁父曰、聖人不凝滯於物、而能與世推移。世人皆濁、何不泥其泥而揚其波。衆人皆醉、何不餉其糟而飲其

醴。何故深思高舉、自令放為。

漁父曰く、聖人は物に凝滞せずして、能く世と推移す。世人皆濁らば、何ぞ其の泥を泥して其の波を揚げざる。衆人皆酔はば、何ぞ其の糟を餉ひて其の醴を飲らざる。何の故に深く思ひ高く擧りて、自ら放たれしむるを為す、と。

（新釈漢文大系「楚辞」明治書院 昭四五）

屈原は讒言によつて楚王から疎んぜられた人物であった（「史記」「屈原賈生列伝」）。「明月記」には、「親雅季經讒言被信用、被處理、賢人也、公卿也、可信可貴、甚無益之世也」（正治二年四月九日条）、「今度漏人衆云々、於事懷恐、是只貧窮無流無吹拳之人、有和漢畫之故歎、如踏薄氷」（建仁二〇二〇年三月八日条）、「近日家長等讒言、天氣不快事等多被告示、予謗御点歌等、歌善惡一身并存之由有誇張之氣云々」（元久元二〇〇四）年八月二十二日条）など、他人の「讒言」を懸念する記事が見られる。

翌月の通親家影供歌合に参加を要請された際にも、定家は、八日、天晴、病氣彌増無為方、内府影供送題被責、先度已意趣歎之由凶人等沙汰云々、重置之條、殊無由、案之甚以無益、須可漁父之訓、戌時許扶重病向權門、…（後略）…

*「明月記抄出」では「已」の字が「之」。

（明月記 正治二年十一月八日条）
と、自分を誹謗する「凶人」の存在を記し、しぶしぶ赴いている。

定家は、「世の清濁に順応して生きる隠者の処世観」を意味するこの歌を想起しながら、通親に対する鬱憤を紛らわせているのであろう。

さて、十月十三日、定家は、家長から「初冬」の歌が後鳥羽院の「観感」を得たことを伝えられた。

……兵衛大夫家長示送云、夜前初冬予歌殊有観感、其座負了、召寄被定勝云々、存外面目也、但狂歌也、不慮御感、可謂冥加、
このころの冬の日かすの春ならば

谷のゆきけにうくひすの声

此歌頗可叶時儀之由、内心存之、果以如此、自愛者也、入夜静

闇梨来、

(明月記 正治二年十月十三日条)

定家は、後鳥羽院が負判であった「初冬」の歌をわざわざ勝利に改めさせたということに、「存外面目也」「不慮御感、可謂冥加」と喜んでいる。

波線部がこの歌に対する定家の自注である。先ず、この自注の意味について考察してみたい。

二 定家の自注(「狂歌・叶時儀」)について

この「但狂歌也」という自注は、単なる謙辞ではないだろう。

【六百番歌合】俊成判(恋七 七番 寄海恋)には、「優艶味の欠ける卑俗な歌や滑稽諧謔な歌」を「狂歌体」と称する例があり、「狂歌」は和歌への注釈語として用いられることもあった。

定家の歌は、「歌病」と「題詠歌」の点で、歌合の歌として問題のある歌と思われる。そのことを具体的に指摘してみたい。

〔歌病〕

定家の歌に「の」字が六度用いられているのは、「遍身病」(蜂腰・鶴膝病)と呼ばれる歌病にあたる。定家は、

鐘のこゑ鳴の羽をとまあはれ也野寺の霧の明がたの空

(千五百番歌合 秋四 七百五十七番 右持 家隆 一五二三)

を「うるはしくいひくだしては侍れど」と評し、「の」字の連続によつて生じるなだらかな声調美を一応認めながら、「基俊は鶴膝蜂腰病などだに申て侍るに、右歌、の、字六かさなりて侍やあまりに侍らん」と難じ、負判にした。六度の使用は許容限度を超えるようである。

〔題詠歌〕

本歌合における他歌人の「初冬」詠は不明であるが、「初冬」の典型的な景物は、

はつふゆ

木がらしのおとにて秋は過ぎにしを今も梢にたえずふく風

(古今和歌六帖 二〇八)

神無月ふりみふらずみさだめなき時雨ぞ冬のはじめなりける

(古今和歌六帖 二〇九。 後撰集 冬 不知 四四五)

和漢朗詠集 「初冬」三五五

百首歌中に冬のはじめの心をよめる

さむからばよるはきてねよみやまじり

いまはこのはもあらしふくなり

(三奏本金葉集 冬 源重之 二七〇)

堀河院御時、百首歌たてまつりける時、初冬の心を

よみ侍りける

昨日こそ秋はくれしかいつのまに

いはまの水のうすごほるらん

(千載集 冬〈巻頭〉公実 三八七)

(百首歌めしける時、初冬の心をよませ給うける)

さまざまの草葉もいまは霜がれぬ

野べより冬やたちてきつらん

(同 大炊御門右大臣 三九二)

のように、「風」「時雨」「落葉」「薄氷」「霜(枯れ)」などであった。

鶯が、冬の間、谷に隠れていて、谷から聞こえる鶯の声に春の到来を知るといふ発想は、「うぐひすの谷よりいづるこゑなくは春くることをたれかしらまし」(古今集 春上 大江千里 一四)などの歌でよく知られるが、「初冬」題で「鶯」を詠じる定家詠は、奇異な印象を与える歌である。

久保田淳氏は、この定家の歌を「この小春日和の冬の何日かが本当の春ならば、谷の雪も消えて鶯の声が聞えるだろう」と訳し、参

考として、「和漢朗詠集」所収の次の漢詩句を掲げている(「訳注 藤原定家全歌集 上」河出書房新社 昭六〇)。

十月江南天氣好 憐れむべし冬の景の春に似て華しきことを

十月江南天氣好 可憐冬景似春華

(「初冬」白樂天 三三二 引用は日本古典文学大系)

「十月は小春の天気、草も青くなり、梅もつばみぬ」(徒然草一五 五段 新日本古典文学大系)とは言うものの、問題の定家詠は、春になつたら谷の雪が解け、鶯の声が聞こえると願いつつも、冬、雪に覆われた谷に籠もる鶯を詠じ、長く辛い冬を嘆く体裁の歌である。定家の歌は、小春日和の喜びを詠じた歌ではない。

「冬の鶯」を詠む例は少ない。八代集では、「この月の年のあまりにたらざらばうぐひすははやなきぞしなまし」(後撰集 冬 不知 五〇四)の一首のみである。この後撰歌は、閏十二月のために春の到来が遅れ、鶯の初音が聞けないことを嘆く「晩冬」の歌で、「初冬」の定家詠とは時期はずれるが、一首が「反実仮想」の構成である点など定家詠と共通するところもある。

このような先例はあるが、定家の歌は、「歌病」と「題詠歌」の観点から「歌合の歌」として欠点のある歌である点は否めまい。定家は和歌の伝統的な表現からやや逸脱した点を「狂歌」と自注しているのである。

定家が「初冬」題で「鶯」を詠じた意図については次節で考察す

ることにし、「此歌頗可叶時儀之由、内心存之」という文言についての検討に移ろう。これが、定家の自信を表す言葉であることに間違いないが、特に傍線部に注目してみたい。

「時儀」は、「時期がちょうどよいこと。ほどよいころあい。また、そのときの姿勢やぐあい」（『小学館 古語大辞典』昭五人）などと説明される。しかし、定家詠が題詠歌として「初冬」の時節には相応しくないことは明らかであろう。この「叶時儀」は、「今時の時節にびたりである」（今川文雄編訳『明月記抄』河出書房新社昭六一）とは解せまい。

佐藤進一氏に拠れば、「時宜（議・儀）」は「その時々の政治情況下における権力者の意志・判断を意味する」場合もあるという。

【明月記抄出】（統群書類従）では、同日（正治二年十月十三日）条に「定家初冬歌叶時宜事」という小見出しがあるが、同様の見出しが、

廿八日、今度歌叶叙慮之由。自方々聞之。道之面目。本意何事過之乎。
（正治二年八月二十八日条）

と、「正治初度百首」の歌が後鳥羽院の「叙慮に叶つ」たことを喜ぶ記事にも付せられている。

また、「叶時宜」と「叶叙慮」とが同義で使われる用例は、

廿一日、天晴、去夜夢人云、故大僧正御房へ吉水、又補座主給、心中驚思申給、詞云、山門事衆徒濫訴等、惣不可申沙汰、

只時々可然物、懷中持參許也云々、此事殊叶叙慮、快然之由人語之、愚意此事叶時儀歟、由聞之、へ其事猶承承久以前之朝と思、但當時座主已被止職由聞之也、へ又心中存之、一昨日定修難安堵述懷等示送、有此事歟、若有一分恩願歟、可相待哉、又不然者、思切可赴他方歟由、竊思之、依忝思記之（後略）…
（明月記 嘉祿二（一一二二）年九月二十一日条）

問題の「時儀」も「叙慮」と同義であると考えられる。定家は、後鳥羽院の「叙慮」に叶うように詠作し、その歌が後鳥羽院に認められたことを「果以如此、自愛者也」と喜んでいたのである。

それでは、定家はなぜこのような奇矯な歌を詠作したのであるのか。次に定家詠の表現の検討を試みる。

三 「谷の鶯」

渡辺秀夫氏は、和歌における「谷の鶯」の典故について和漢の詩歌の用例を博搜し、「鶯が谷を出ていち早き春の訪れを報らせる早春の鳥（景物）である」ということは、「毛詩」伐木篇そのものから直ちに導かれるものではなく、唐詩や、それを承けた倭詩の世界に広く行われたものである」と論じている。

また、渡辺氏は、大本の典故である「幽谷より出でて喬木に遷る」（『毛詩』小雅・伐木篇）が「高位につき、出世」することの比喩

であり、また、それを承けて白楽天などの唐代詩でも、「谷を出づる鶯」という表現の裏に、次第に地位、能力の向上する意、官位の昇進や進士及第の意味を寓する例」が見られるなどと分析している。

このような意味で用いられる「谷の鶯」の例として定家らによく知られていたのは次の歌であろう。

前大納言公任ながたにといふところにもりぬける時、
つかはしける

たにのとをどぢやはてつる鶯のまつにおとせで春のくれぬる

（千載集 雑中 道長 一〇六一）

この歌は、『拾遺和歌集』（雑春 一〇六四。結句「はるもすぎぬる」）、『三奏本金葉和歌集』（雑上 五〇八）にも入集している。『拾遺和歌集』には、公任の返歌「ゆきかへる春をもしらず花さかぬみ山がくれのうぐひすのこゑ」（雑春 公任 一〇六五）も採録されている。

公任が「長谷」に籠もったのは、藤原齊信に位階を越えられたからで（御堂関白記）、道長は公任を「谷の戸を閉じて籠もった鶯」に喩えて慰めているのである。

【清輔集】には、

讃岐院に加階のぞみ申すこと侍りけるが、二とせ

三とせ過ぎにければ、しはすの廿日あまりの比は

ひ、よみて奉りける

くらゐ山谷の鶯人しれずねのみなかるる春をまつかな

此こと鳥羽院にまうさせ給ひければ、歌のあはれにと

てたまはりにけり

（述懐 四〇五）

と、加階を待望する清輔が崇徳院へ愁訴した述懐歌がある。清輔は、『袋草紙』で、この述懐歌によつて昇進した喜びを「明年御給所給也。競望人有其数。而仰云、依優和歌給清輔云々。何面目如之哉。……」（藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫『袋草紙考証 雑談篇』和泉書院 平三）と書き記している。時代は下るが、

前参議にてとしひさしく侍りしが、還任のころ、

鶯をよみ侍りける

谷かげにあらはれそむる鶯のおなじふるすにねこそなかるれ

（統千載集 雑上 為藤 一六四三）

という歌もあり、為藤は参議に「還任」した自分を谷陰に現れた鶯に喩えている。

「谷に籠もる鶯」は、「谷の埋もれ木」と同じく、沈淪すること
を比喩的に表す表現であった。

また、『和漢朗詠集』には、

鶏すでに鳴いて忠臣旦を待つ 鶯いまだ出でずして遺賢谷に

在り 鶏既鳴兮忠臣待旦 鶯未出兮遺賢在谷

（春上 鶯 鳳為王賦 六三三）

という漢詩句が収められている。「和漢朗詠集永濟注」では、「ウ
クヒスノ、谷ニアリテ、イテモヤラスハ、賢人ノ山ニコモリテ、出
モ、ツカヘヌニテナムアル」(伊藤正義 黒田彰編著「和漢朗詠集
古注釈集成 第三卷」大学堂書店 平成元)と注され、「谷の鶯」
は「隱遁する賢人」の比喩でもあった。

【新古今和歌集】には、

うぐひすを

谷ふかみ春の光のおそければ雪につつめる鶯の声

(雜上 道真 一四四二)

という道真の述懐歌があり、久保田淳氏は、その寓意を「谷」や
「雪」は不遇な環境、「春の光」は君の恩寵、「うぐひす」は才能あ
る人物(自身)の暗喩と解されていたか(日本古典集成「新古今和
歌集 下」新潮社 昭五四)と注している。

「初冬」題であえて「谷に冬籠もる鶯」を詠じた定家には、「こ
のころの……」の歌で、沈淪する身を述懐愁訴し、官位の昇進を期
待する意図があったと考えられるのである。

この歌合から二週間後、京官の除目が行われた。

廿六日、天晴、今日京官除目云々、耳殊冷然、扶病午時許參院、
公清、親実、有通等參会、申時許退出、入夜沐浴、始精進也、
心神殊惱、四旬衰鬢、病與愁計会、日暮當世路、可彈指々々、

(明月記 正治二年十月二十六日条)

定家は、除目に關しては「耳殊冷然」と落胆していた。「四旬衰
鬢、病與愁計会」は、

蕭颯たる涼風と悴鬢と 誰か計會して一時に秋ならしむる

蕭颯涼風与悴鬢 誰教計会一時秋

*大系頭註：私注以下諸本「悴」を「衰」に作る。

(和漢朗詠集 立秋 白楽天 二〇四)

に拠るもので、定家は、老いと病氣と沈淪の愁いを抱え、「世路」
(世渡りの道)に励む自分にやりきれない気持ちでいる。白楽天と
同じく、まさに人生の「秋」を実感しているであろう。

よく知られているように、この時期の定家は、文治五(一一八
九)年に左近衛権少将に任じられて以来、ながらくその官職に留ま
り、位階も、建久六(一一九五)年正月五日に従四位上に任ぜられ
てから昇進の音沙汰はなく、不遇感に苛まれていた。

ところが、この翌日、定家は、丹後から正四位下に昇進したこと
に対する慶賀の詞を伝えられ、昇進の事実を知った。

廿七日、陰、朝雨降甚沍、巳時自女房丹州許示送慶神妙之由、
驚而相尋其事之处、叙一階云々、以忠弘伺出聞書披見、已載名
字、此條於今者非沙汰之限、又有所存、無本望、然而内外冥頭
一言不出望預朝恩、叡慮之趣、極以忝、御好道之間、述懐歌猶
有憐愍歎、於事存外、是以運也、相扶咳病參上、…(後略)…

(明月記 正治二年十月二十七日条)

そして、この昇進が後鳥羽院の「叡慮」に拠るもので、和歌に御執心の上皇が述懐歌に「憐愍」の情を寄せたからだと推測した。

後鳥羽院が「憐愍」を寄せたという述懐歌について、山崎桂子氏は、「正治初度百首」の「鳥」題詠、

宿になくやこゑの鳥はしらじかしおきてかひなきあか月の露

(「鳥」 一三九四)

てなれつつすゑのをたのむはし鷹の

君の御代にぞあはんとおもひし (「鳥」 一三九五)

いかにせんつらみだれにし雁がねの

たちどもしらぬ秋のころを (「鳥」 一三九七)

を挙げている。

「述懐歌猶有憐愍歎」は、「正治初度百首」で内昇殿を許されたときの「夜部歌之中有地下述懐、忽有憐愍歎」(明月記 正治二年八月二十六日条)という表現を受けたものであり、後鳥羽院が愁訴を認めてくれたこの「鳥」題への思い入れは深いものがあつたらう。一方、本稿で検討した、定家が「時儀(叡慮)」に叶うように詠作し、後鳥羽院の「叡慮」「不慮御感」にあずかった「初冬」の述懐詠も、定家にとっては、感慨深い歌であつたにちがいない。定家は、官位昇進のためにさまざまな方法を取り、和歌での愁訴もその手段であつたのである。

この時期の定家の述懐歌の中には、

いかかへり春をばよそにむかへつ

おくる年のみ身につもるらん

(正治初度百首 冬 一三三七)

春しらぬたくひをとへばみかさ山この比ふかき雪のむもれ木

(老若五十首歌合 百九十三番 左 勝 三八五)

ととせあまり三とせはふりぬよるのしも

おきまよふ袖に春をへだてて

(同 二百三十三番 左 負 四六五)

などと、春(後鳥羽院の御代)とは無縁の我が身の不遇を強調する、当該の定家詠と類想の歌がある。これらは、「ひかりなき谷には春もよそなればさきてとくちる物思ひもなし」(古今 雑下 清原深養父 九六七)にも見られる常套的な発想であるが、官位の昇進を熱望する定家は、「正治初度百首」「鳥」題の愁訴に引き続き、「初冬」の「鶯」によって「述懐」を試みたのである。

四 後鳥羽院の「叡感」

しかし、後鳥羽院は、「このごろの……」の歌を、定家の沈淪意識が反映した歌としてのみ解しているのではあるまい。思うにまかせぬ状況認識は院自身のものでもあつた。

建仁元年、伊勢大神宮に奉納された百首の中に、

おもふべしくだりはてたる世なれども

神のちかひぞ猶もくちせぬ

(後鳥羽院御集 内宮百首 雑部へ百首の末尾 三〇〇)

むかしには神もほとけもかはらぬを

くだれる世とは人のころぞ

(同 外宮百首 雑部の冒頭 三八一)

という、治天の君としての院の憂悶の情を伝える歌が見られる。

寺島恒世氏は、これらの歌は、

よの中はくだりはてぬといふことや

たまたま人のまことなるらむ

(秋篠月清集 治承題百首 述懐 四八五)

を踏まえたもので、「良経の見取った図式にことばを当てはめてみるところに主要な狙いがあった」と分析している。

この時期の後鳥羽院は、「現実の幕府体制を否認するのではなく、それを容認した上で、制御してゆこうと」する「公武融和」を目指し、「文化的な統合を試み」ていた。

ところが、現実には、正治元年正月十三日に頼朝が死去した後、院周辺には、不穏な状況がうち続いて勃発していたのである。

……又巷説云、院中物念、上辺有兵革之疑、御祈千萬被引神馬、新大將籠候御所不出里亭、是有事故云々、……

(明月記 正治元年正月二十二日条)

……巷説、京中騒動、衆口狂乱、院中又物念、新大將猶恐世間云々、
(同 同年同月二十六日条)

……世間狂言逐日嗽々、院中警固如軍陣云々、

(同 同年同月二十八日条)

……梶原景時蒙頼家中將勘当逐電之間、天下可警衛之由沙汰之、又申院云々、依之世間頗物念歟、…(後略)…

(同 正治二年正月二十九日条)

慈円が「マコトニハ、末代悪世、武士ガ世ニナリハテ、末法ニモイリニタレバ……」(愚管抄 巻第七 日本古典文学大系)と嘆くように、末法思想の信じられていた時代において、「くだりはてたる世」「くだれる世」という認識は、切実な問題である。

また、為政者としての後鳥羽院の苦慮は、ときに通親に起因することもあった。

十三日、雨降、依所勞不出仕、午時許聞書到来、除目偏出自叡慮云々、建久之間、入道殿下御直言不叶時儀、時移之後、至于去年猶内府執権、憚思食之間、除目之面猶尋常、於今権門女房偏以申行、殿下御力不及歟、後豈可耻者也…(後略)…

(明月記 建仁三年正月十三日条)

と、定家は、院が通親を憚って除目を思い通りに行えなかったと回想している。

春の到来を告げる鶯は、同時に、

鶯も千世をや契る年を経てかはらぬ声に春をつぐらん

(千五百番歌合 春一二十番 右勝 俊成 四〇↓)

玉葉集 春上 三七)

神ふくはつ春風にさそはれて千世をこめたるうぐひすの声

(後鳥羽院御集 賀茂下杜三十首御会 春 一二五九)

と、治世の恒久を言祝ぐ瑞鳥でもある。その鶯が、谷に籠もり鳴かない「冬の日かず」は、為政者としての苦悩を背負う後鳥羽院の現状の象徴でもあった。

院は、定家の歌を、単に沈淪述懐の歌として解したのではなく、為政者としての自身の現状認識を見透かし、それを形象化した歌として捉えたのではあるまいか。

その驚きが、後鳥羽院をして、負判を勝判に改めさせるという、ある意味、專制的な振る舞いに走らせたのである。後年、院は、けふまでは心のうちになげくよを

いかでしる夜の月ぞあやしき

(後鳥羽院御集 承元二(一一〇八)年 内宮三十首 雜 一三七四)

と、包み隠してきた為政者として苦悩を見抜かれた驚きを詠じている。

問題の歌を定家自身の沈淪意識の反映した歌としてとらえるならば、「此歌頗可叶時儀之由、内心存之」という文言は、「述懐歌」を好むという後鳥羽院の好尚を定家が見越していたということになる。そのような見通しを定家が持っていたことは間違いない。しか

し、「果以如此、自愛者也」と喜ぶ定家には、治天の君として苦悩する院の「寂慮」をも形象化し、その歌が院の「寂感」にあずかったという出来事を記録しておこうという意識があったのではないだろうか。

おわりに

「寂感」のような和歌賞詞について、後鳥羽院の「定家推賞」の側面が強調されることが多かった。それは間違いないのだが、賞讃することには、後鳥羽院が自身の和歌好尚を広く喧伝するための行為という側面もあった。その点で「此歌頗可叶時儀之由、内心存之」は、定家が後鳥羽院の好尚を喝破した詞として注目されるのである。

和歌賞詞(合点や判詞も含む)など、定家らが注目した後鳥羽院の一つ一つの言動・行為の意義を今後も問い直していきたい。

*和歌・判詞の引用は、『新編国歌大観』(角川書店 昭五八)、

小西甚一「新校 六百番歌合」(有精堂 昭五一)、

有吉保「千五百番歌合の校本とその研究」(風間書房 昭四

三)に拠った。濁点・句読点・傍線などは適宜補った。

注

(一)『万代和歌集』(雑二 三〇四四)、『嵯後撰和歌集』(雑中 一一一八)にも入集した。『統歌仙落書』で、四首挙げられた知家の歌の一首。『井蛙

抄」(卷第六)では、「古今著聞集」と同筋の話を「関伽井宮御物語云」として引用している。

(2) ①のみ、主体が後白河院で、②以下はすべて後鳥羽院のもの。() の中は関連事項。

①文治四・四・二十二「叙感」(千載和歌集奏覧)、②正治二・八・二十八「叶叙感」(正治初度百首)、③正治一・九・八「御感」(正治初度百首)、④正治一・十・十三「叙感」(御感)(通親家影供歌合)、⑤建仁元・三・二十八「叶御意」(新宮撰歌合)、⑥建仁元・三・二十九「叙感」(新宮撰歌合)、⑦建保一・八・二十七「叶御意」(水無瀬殿撰歌合)、⑧建保五・四・十六「叙感」(庚申和歌会) [参考] 正治一・七・二十六「叙感」(正治初度百首)、正治二・九・三十「御感」(*明月記抄出 鴨長明)、正治二・十・二十七「叙感」、建仁一・七・二十四「叙感」(有家の和歌賞)、建保元・一・十七「背叙感」(生涯詠歌一千首)、建保元・七・四「不叶御意」、建保二・八・二十七「叶叙感」(水無瀬殿撰歌合)。

(3) 谷山茂・樋口芳麻呂編「未刊 中世歌合集 上」(古典文庫 昭三四)「解題」。後藤重郎「新古今和歌集の基礎的研究」(編書房 昭四三)第一章第二節「和歌所設置・寄人任命・撰者選定」。山田昭全「柿本人麿影供の成立と展開―仏教と文学との接触に視点を置いて―」(「大正大学研究概要」第五・輯 昭四一・二三)。品川和子「源通親について―その人と作品―」(昭和女子大学 学苑)三九〇(昭四七・六)。橋本義彦「人物叢書 源通親」(吉川弘文館 平四)、上野順子「正治・建仁期の影供歌合について―土御門通親を中心に―」(和歌文学研究 六十七号 平成六・一)など。

(4) 注③ 後藤氏著六一頁。「相次向内府亭 依影供也、毎月恒例祭、極難難堪、為追従不能固辞」(明月記 正治一・十二・二十二)。

(5) 「柿本影供記」には「泉州(道程 稿者注 依「深道」此道。執「小麩子酒」入「鴨起盆」置「机上」)とある。

(6) 新撰漢文大系 星川清孝校注「楚辭」(明治書院 昭四五)二八二頁。「明月記」(治承四五年)を読む。「明月記研究―記録と文学 5号」(明月記研究会編 平二・一一)治承四年十一月八日条の注解も参照。

(7) 「拾遺愚草」(冬へ巻頭)二四〇五、「夫木抄」(冬一 初冬 六三五五)

(8) 「和歌大辞典」(明治書院 昭六二)「狂歌」(上條彰次氏執筆)。

(9) 山崎桂子「正治初度百首鳥歌の考察」(俊成・定家一紙両筆懷紙を中心に)「国文学攷」第二四号 平元・一二一「正治百首の研究」勉誠出版

平二二)、藤川功和「定家の『明月記』に対する意識―自作詩歌記載の視点から―」(「古代中世国文学」13 広島平安文学研究会 平二・一七)。

(10) 佐藤進一「時宜(一)(二)」とはの文化史「中世」平凡社 昭六三 所収。「拾遺愚草」所収の「千五百番歌合」の端作にある「平書無先例、如此可書由、内府被披露、仍隨時儀」という目注はこの例にならう。「井蛙抄」でも「千五百番歌合の時の御百首には、此相国(「井蛙抄」の文脈では通光被「申行」て端作、陪「太上皇仙洞」といふ所を、平書に書べしとて、みな其儀にしたがふ。其後は此儀なし。唯此一度也」(日本歌学大系)と触れられている。端作の作法(「平書」)を内府「通親」が公表し、その指示に随ったという注記である。

(11) 「故大僧正御坊」は慈円。慈円は建保二(一二二四)六月十日、四度目の座主を辞している。夢想の内容は、座主に補せられた慈円の、山門の強訴への対処法が、「此事殊叶叙感、快然之由」とある人が語っているというもの。定家は「此事叶時儀歎」と疑問を呈している。

(12) 「谷の翁・歌と詩と―(典拠)をめぐって」(「中古文学」第二十二号 昭五三・四)。「平安朝文学と漢文世界」勉誠社 平成三 所収)以下、渡辺氏の論文の引用はすべて同書に拠る。

(13) 上條彰次校注「千載和歌集」(和泉書院 平二〇)。

(14) 定家らの許には道真の歌集が存在した。「菅家御伝記」(道真公所)詠歌集

曰「菅家御集、有二卷」。武井和人氏は「冷泉家藏『集目錄』」に見える「菅家」に注目し(「中世和歌の文献学的研究」笠間書院 平成元 第5章「菅原道真仮託家集・百首研究序説」)、有吉保氏は、「『新古今和歌集』」に入集した道真歌の「稿者(注)撰者名注記に定家・家隆・雅経の名が見えることからは、道真の小家集が少なくとも撰集資料として共有されていた」と論じている(「新古今和歌集の研究 続編」笠間書院 平八 第一章第三節「撰者と資料」巻十八雑歌下「道真詠歌の場合」)。

(15) 山崎桂子「正治百首の研究」(勉誠出版 平二二七八頁)。

(16) 久保田淳「藤原定家」(集英社 昭五九)ちくま学芸文庫 平六〇。注

(15) 山崎氏著書第一編第四章第三節「定家の鳥の歌」初出は注(9)。「地下述懐」は、「君が代に霞をわけしあしたつさらにはさへのねをや鳴くべき」(正治初度百首「鳥」定家二二九六)を指す。

(17) 石田吉貞「藤原定家の研究」(文雅堂書店 昭三三)二二四頁。

(18) 「後鳥羽院」内宮百首「考」奉納の意味をめぐって(片野達郎編「日本文芸思潮論」桜楓社 平三 所収)。寺島氏は「良経をはじめとする同時代歌人の和歌を撰取するとは、今活性化しつつある歌壇の中で、各段階における達成を盛り込むことにはかならない」と論じている。

(19) 上横手雅歌「承久の乱」(「岩波講座 日本歴史5」岩波書店 昭三七 一五九頁)

(20) 五味文彦「明月記の史料学」(後鳥羽院政と定家「青史出版 平二二)。

(21) 注(3) 橋本氏著書「第九 続発する都下騷擾」に詳しい。

(22) 注(3) 橋本氏著書一八五頁。注(20)五味氏著書など。また、上横手雅歌氏は、通親と承明門院在子とのただならぬ関係を推定し(愚管抄抄)、「後鳥羽」と通親との協調と対立」のさまを論じている(「後鳥羽上皇の政治と文学」『五代・中世の政治と文化』思文閣出版 平六 所収)。

(23) 後鳥羽院は「としを経てみゆきになる、花のかけふりぬる身をもあはれと

や思ふ」(↓新古今 雑上 定家 一四五五)という沈淪述懐の歌を「百讚哥」とすべきだとする後鳥羽院御口伝)。ところが、これは、「我が哥なれども、自讚哥にあらざるをよしなどいへば、腹立の気色あり」(左近の桜の詠うけられぬ由、たび／＼哥の評定の座にても申しき。家隆等も聞きし事也)などと、定家の頑なな態度を非難するエピソードの一つとして記されている。定家における「述懐歌(実情歌)」の位置づけについては藤平春男氏の論がある(「藤平春男著作集」第2巻 笠間書院 平九三九七頁)。「新古今とその前後」笠間書院 昭五八)。

(24) 谷山茂「新古今時代の歌合と歌壇」(角川書店 昭五八)一五六・二二二頁 藤平春男「藤平春男著作集」第1巻「笠間書院 平九七四頁」(「新古今歌風の形成」明治書院 昭四四)。安田章生「藤原定家研究 増補版」(臨川書店 昭五〇)二六七頁など。「定家雅賞」は安田氏の用語。

〔付記〕 本稿を成すに当たり、位藤邦生先生、妹尾好信先生にご指導を賜りました。ここに記して心より感謝申し上げます。

― たの・しんじ、広島国際大学講師 ―